

## 神奈川県立相模湖交流センター第4期指定管理者選定基準

(別紙1)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	審査の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上 (50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方	○相模湖交流センターの設置目的を踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等（注）委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	○住民の平等利用が確保されること（条例第5条第1号） ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができるること（条例第5条第4号） ○水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること（規則第3条第2号）	事業計画書 1(1)ア、1(1)イ
	(2) 施設の維持管理	◎施設の特性を踏まえた維持管理	○多目的ホールをはじめとした施設の特性を踏まえた清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ○相模原市立相模湖記念館と連携した効果的・効率的な維持管理の考え方	10	○相模原市立相模湖記念館と連携した円滑な管理ができるること（条例第5条第3号） ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができるること（条例第5条第4号） ○必要な人材を確保することができると認められること（規則第3条第1号）	事業計画書 2(1)ア、2(1)イ
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	◎利用促進のための企画・取組 ○現状分析・課題把握	○水源地域における多様な交流活動の場を提供するための施設として、多目的ホールやアートギャラリーなどの施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握	25	○水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること（規則第3条第2号） ○利用料金は別に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。（条例第12条第2項）	事業計画書 3(1)ア、3(1)イ、3(1)ウ、3(2)
		○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方			
	(4) 事故防止等安全管理	○事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事業を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障害者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができるること（条例第5条第4号）	事業計画書 4(1)ア、4(1)イ、4(1)ウ
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	○地域との連携及び協力	○施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体等との協力体制の構築、連携した事業の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ○集客促進や地域の活性化につながる企画や取組 ○施設づくりに対する地域住民の参加の考え方	5	○水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること（規則第3条第2号）	事業計画書 5(1)ア、5(1)イ、5(1)ウ、5(1)エ
II 管理経費の節減等 (25)	(6) 節減努力等 <sup>※1</sup>	○節減努力等	「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 <hr/> 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定管理期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	25	○安定した経営基盤を有していること（条例第5条第6号）	経費積算内訳書（収支計画書）（様式3）

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	審査の対象とする申請書類の該当箇所
III 団体の業務遂行能力 (2) (5)	(7) 人的な能力、執行体制	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスマント対策など労働環境の確保に係る取組状況	4	○指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること（条例第5条第5号） ○必要な人材を確保することができると認められること（規則第3条第1号）	事業計画書 7(1)ア、7(1)イ、7(1)ウ
			○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	9	○安定した経営基盤を有していること（条例第5条第6号）	経費積算内訳書（収支計画書）（様式3）、法人の事業計画書、収支予算書、事業実績書及び決算諸表等
	(9) コンプライアンス、社会貢献	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	4	○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができるること（条例第5条第4号）	法人の諸規程類、事業計画書 9(1)
		○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組			事業計画書 9(2)ア、9(2)イ、9(2)ウ、9(2)エ
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	○事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	4		事業計画書 10(1)
		○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			事業計画書 10(2)
	(11) これまでの実績	○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	4	○指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること（条例第5条第5号） ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができるること（条例第5条第4号）	事業計画書 11(1)ア、11(1)イ

◎は選定基準において重視する視点

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触する場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。